桑名ファンクラブ拡大事業業務委託

仕様書

令和５年５月
桑名市観光協会

１．業務の概要

（１）業務の名称

桑名ファンクラブ拡大事業業務委託（以下「本業務」という。）

（２）業務の目的と概要

人口減少対策として、桑名市の認知度向上を通じて、市への移住の裾野を拡大させるため、桑名ファンクラブを設立し、関係人口の創出、拡大を図ることを目的とする。

ファンクラブ設立に伴い、会員を管理・運営するサイトを構築し、安定的、効率的な運営を行っていく。

（３）業務内容

１．ファンクラブ運営業務

（１）会員情報の管理

ア．スマートフォンやタブレット端末等を含めたあらゆるデバイスに対応した桑名ファンクラブの会員を管理・運営するシステムの提供をすること。

イ．本市の魅力や特色を市内外へ強く発信できるような「シティセールス効果」の高いデザイン、レイアウトとすること。また、伝わるデザイン、使いやすさを重視したシステム構築を行うこと。

ウ．会員登録後、会員様にデジタル会員証を発行すること。デジタル会員証のデザインについては、委託者及び受託者と協議の上作成すること。

エ．会員情報については、「個人情報取扱特記事項（別紙１）」を遵守し、適正に管理すること。また、業務完了時には委託者に会員情報を返還するとともに、受託者が保有する会員情報を確実に消去し、消去したことを書面として提出すること。

（２）会員限定機能

会員専用のマイページを構築すること。管理者が発信するお知らせやスケジュールを閲覧することができるようにすること。

（３）情報発信について

桑名市のイベントやお得な情報をお知らせするため、メールマガジンの機能を構築すること。一括メール配信、抽出メール配信の機能を設けること。また、サイト上でSNS連携ができる仕組みを構築すること。その他提案できる情報発信の方法や内容があれば提案すること。

（４）スケジュール管理

スケジュール機能でイベントの告知や出欠登録、確認を行えるようにすること。

（５）決済管理

イベント等の会費を入金管理することができること。

２．ファンクラブ活性化の企画・運営

桑名市に興味が湧き、深く付き合いたくなるよう、ファンと桑名市をつなぐコンテンツを提案すること。

（１）桑名ファンクラブ会員登録完了後、メールで会員に特典が配信される仕組みを構築すること。

（２）桑名市を訪問した際に市内店舗で来場用 QR コードを読み取り、会員がポイントを獲得できる仕組みを構築すること。

（３）貯めたポイントを特典（桑名市の特産品・名産品等）と交換、または、抽選によりプレゼント等ができる仕組みを構築すること。

（４）アンケートやクイズなど会員との接点を増やすコンテンツの提案を構築すること。

（５）ＰＲ用のポスターやチラシ等を作成すること。

（６）本仕様書は、委託者が最低限必要と考えているものであるが、受託者は専門的な立場から、見積限度額の範囲内で、実現可能な提案を１件以上提案すること。

（４）契約期間

契約締結日から令和６年３月末日まで

＊令和６年度以降の保守業務を受託者と契約する予定であるため、提案時に令和６年度から令和８年度までの３年間の運用業務内容にかかる見積額（年額）を別途提示すること。

＊サイトの公開日は協議の上決定するが、最低限９月中の公開とし、可能な限り早期に公開できるよう、対応すること。

（５）見積限度額

桑名ファンクラブ拡大事業業務　3,883 千円(消費税額及び地方消費税額を含む)

＊令和５年度に保守・運用費が必要な場合は、それぞれ上記金額に含むものとする。

＊この見積限度額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務の規模を示すものである。(参考) 構築・運用、PR 費 2,455 千円　　特典費 1,428 千円

＊特典費については、実績に応じて支払いをするものとする。

（６）スケジュール

・ 委託契約の締結・業務の開始　　令和５年５月中（予定）

・ 構築スケジュール　　契約後、最低限９月中の公開を想定し、スケジュール表を作成し、データで提示すること。なお、詳細は協議の上決定する。

・ サイト公開日　　公開予定日は協議の上決定するが、最低限９月中の公開とし、可能な限り早期に公開できるよう対応すること。

２．システム動作環境要件

（１）稼働に関する要件

・365 日 24 時間の稼働を原則とする。ただし、何らかの原因によりサービスが停止する場合は、サービス停止から早期に復旧または代替手段を用意し、サービスの利用に支障が無いようにすること。

・メンテナンス等で事前にサイトの利用ができない状況が分かる場合は、少なくとも停止 1 週間前に本市観光協会担当者へ連絡すること。また、サイト内で事前周知をするなどの対応を行うこと。

・ネットワーク稼働監視を行うこと。

・障害発見時は、迅速に本市観光協会担当者へ連絡すること。

・大規模災害が発生する等の事由により操作ができなくなった場合は、本市観光協会担当者からの電話等での指示に基づき、情報更新など、緊急時に必要な作業を可能な限り支援すること。

（２）セキュリティに関する要件

・クラウドサービス事業者が自動でセキュリティパッチ適用等の脆弱性対策を実施していること。

・データのバックアップを行い、データが消失した場合には速やかに復旧が可能な体制であること。

・外部からの不正アクセス、内部からの不正操作に関する十分なセキュリティ対策を施し、そのセキュリティが劣化しないよう、保守業務を行うこと。

・マルウェア対策を実施していること。

・個人情報等の情報漏えい対策が十分にとられていること。

・異常または障害が発生した時は、直ちに委託者へ連絡すること。

・ 三重県自治体情報セキュリティクラウドを経由した接続ができること。

（３）その他

・当該サイトの制作・運用に必要となるサーバ等ハードウェア、ネットワーク、データベース等ソフトウェア等については、すべて受託者において用意すること。

・システムのバージョンアップや機能の追加等に対応できる拡張性をもたせること。

・委託者からのシステム改善提案については、可能な範囲で検討し、リビジョンアップ、バージョンアップ等に反映させること。

・アクセスログを出力できる機能を有すること。また、各種データをもとに会員獲得に向けた提案をすること。

３．納品及び検収

（１）成果物の納品

本業務完了後、すみやかに下記の書類等を提出すること。紙媒体及び電子媒体（CD-R 又はDVD-R）を各１部納品すること。

ア．操作マニュアル

イ．打ち合わせ議事録

ウ．その他本市観光協会が必要と認める資料

（２）検収

受託者は、業務完了後すみやかに業務完了報告を行うこと。

委託者は納入日から10開庁日以内に納品物の検査を行い、その結果不備等が認められた場合、受託事業者は可能な限りすみやかに不備を解消し、修正した成果物を再度納入すること。

４．その他

（１）再委託

本業務の一部を再委託する場合、事前に再委託範囲及び再委託業者を本市観光協会に書面で提出し、許可を得ること。また、受注者は、再委託の行為について全責任を負うこと。ただし、再委託先となったものがさらに第三者に委託（再々委託）することは禁止する。

（２）機密保護

委託者が個人情報・秘密と指定した事項及び業務の履行に際し、知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、契約終了後も同様とする。

（３）瑕疵担保責任

運用開始後１年間は瑕疵担保期間とし、運用開始後に判明した本業務に係る瑕疵は受注者にて無償で改修すること。

（４）権利の帰属

成果品に受託者が従前から有していた知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報を含む）が含まれていた場合には、権利は受託者に留保されるが、委託者は本業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。

（５）追加提案

本業務の仕様は、現在、委託者が最低限必要と考えているものである。本仕様書に記載されていない事項、法令により義務付けられている事項及びその他の事項について、業務上当然に必要な事項については、本業務の範囲に含まれるものとする。また、受注者の専門的立

場から、本業務の費用範囲内で効果的な提案がある場合の追加提案を行うこと。

（６）協議

原則として委託予定者の企画提案書の記載内容を契約時の仕様とするが、本業務の目的達成のため必要な範囲において、委託予定者との協議により項目を加除、変更する場合がある。また、これにより見積額を超えない範囲で、契約内容及び契約金額等の調整を行うことがある。

5. 問い合わせ先及び各種書類の提出先

桑名市観光協会
〒511-0079　三重県桑名市有楽町 59 番地
電話　0594-41-2222
FAX　0594-21-5416
E-Mail　kuwana-kankok@blue.ocn.ne.jp